

国際規格（CISPR32 第 2.0 版）と答申案との対照表

No.	項番	タイトル	国際規格(CISPR 32 Ed.2.0 FDIS)	答申（CISPR32 第 2.0 版国内規格）	理由
1	1	(適用除外規定)	この規格の放射性エミッション要求事項は、ITU に定義されているような無線送信機からの意図的送信にも、これら意図的送信に関連するスプリアスエミッションにも適用するように意図されていない。	適用除外の例として、次の内容を追記した。 <ul style="list-style-type: none"> - 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者が管理する建物内にも設置される電気通信施設用物品 - PLC（電力線搬送通信）設備 	国内における実情に合わせるとともに、適用除外内容を明確にし、規格適用における問題の発生を少なくするために、除外例を追加する。
2	付則 A 表 A.1 の項 A1.1	放射エミッション、基本規格と特定の方法の使用制限 SAC または耐天候性覆いのある OATS	表 A1 CISPR16-1-4 表項 A1.1 に追加	5.3 から次に置き換え 5.2, 5.3.1, 5.4 追加 NSA を削除	CISPR16-1-4:2010/修正 1 におけるサイト評価法に必要な項番を追記するため。 また、サイト評価方法には、NSA 法と RSM 法があるため。
3	付則 A 表 A.1 の項 A1.1	SAC または耐天候性覆いのある OATS	EUT、ローカル AE 及び付属のケーブルの最大長は、NSA テストサイトの適合性を確認したテストボリューム内であること。	ただし、適合性評価時送受信アンテナが同時にテストボリューム内に配置されないこと。	現実的なサイズ制限を設けた。

4	付 則 A 表 A.1	放射エミッ ション、基 本規格と特 定の方法の 使用制限	FAR を 30-1000MHz の放射エミッ ション測定設備として採用してい る。	<p>表 A.1 の下段に、次を追加。</p> <p>FAR を使用する際の留意事項は次の通り。</p> <p>1.テストボリューム底面からシールド床面までの距離の違いの影響</p> <p>FAR の設計によって、この距離が異なると、EUT の電源ケーブルが延長されたことになり、EUT 全体の共振周波数が変化し、測定結果に影響を与える。改善案が CISPR で検討されており、次のメンテナンスの短期的作業としてリストされている。</p> <p>2.EUT 供給電源インピーダンス</p> <p>SAC では、EUT の供給電源インピーダンスの違いが、サイト間のばらつきの大きな要因であることはよく知られている。FAR においても、同様な事例が報告されている。その解決案が、CISPR で検討されており、次のメンテナンスへの短期的作業としてリストされている。</p> <p>3.二つの FAR サイト評価方法</p> <p>本答申では、FAR のサイト評価方法として、CISPR16-1-4 を規定している。一方 CISPR と SC77B との JTF の成果として、IEC61000-4-22 が発行されている。</p> <p>この扱いについて、CISPR で検討中であり、次のメンテナンスに向けた長期的作業としてリストされている。</p>	FAR については、CISPR にて次のメン テナンスに向けた作業がリストされて いる。その内容について記載し、FAR を使用するに際しての注意事項を示 す。
---	-------------------	--	--	---	---

5	付則 A 表 A.12	クラス B 機器からの不平衡モードの伝導エミッションの要求事項	有線ネットワーク機能がある交流電源ポートは表 A.10 の許容値に適合すること。	削除	PLC (電力線搬送通信装置)を除外したため。
6	付則 I (情報的付則)	放射エミッション測定のための他の測定方法とその許容値	RVC,TEM セルについて、測定方法と許容値が記載されている。	削除	将来の適用を準備した情報的付則であるが、反対意見が多く近い将来の適用の可能性は低く、誤解を招かないため削除することとした。
7	付則 B B.2.2	測定時の EUT 動作条件および試験信号仕様 B.2.2 ビデオ信号	表 B.1 に示した EUT が作りだせる最高の複雑度レベルに対応して、ビデオポートは信号を出力し、イメージを表示すること。	次のように、表 B.1 のカラーバーを推奨扱いとする。 表 B.1 に示した EUT が作りだせる最高の複雑度レベルに対応して、ビデオポートは信号を出力し、イメージを表示することを推奨する。	参考資料の ITU-R BT1729 には、標準カラーバーは存在しないため。CISPR では次期メンテナンス項目として、リストされている。

8	付 則 D D.1.1	EUT、ローカル AE および付属ケーブルの測定配置 D.1.1 共通	可能であれば、伝導エミッション測定ではケーブルの余長は EUT と AMN 又は AAN の中間点で無誘導に束ねること。束ねる部分の長さは 0.4 m 未満として、表 D.2. に示す距離を満たすこと。	可能であれば、伝導エミッション測定ではケーブルの余長は EUT と AMN の中間点で無誘導に束ねること。束ねる部分の長さは 0.4 m 未満として、表 D.2. に示す距離を満たすこと。	AAN と EUT 間のケーブルについては、束ねた場合の影響についてのデータがないこと、また、通常使用される通信ケーブルは容易に規定の長さのケーブルが作成可能なため、AAN には適用しないこととした。
---	-------------------	--	---	--	--